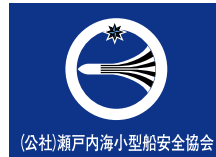


せとかぜ

Seto Kaze



(公社)瀬戸内海小型船安全協会

安全で楽しい海洋レジャーを願って!



安全祈願



笠岡港内



安全パトロール

目次

- ◆ 岡山県西部地区小型船安全協会の活動について
岡山県西部地区小型船安全協会 会長 千田 博通 2
- ◆ 特集 (プレジャー海難の防止策)
瀬戸内海における乗揚事故の状況 運輸安全委員会事務局広島事務所 3~5
- ◆ 船長必携の安全講座 (シリーズ9)
・海上に関する防災気象情報 国土交通省 広島地方気象台防災業務課 6~8
- ◆ 霧海難撲滅キャンペーン 第六管区海上保安本部 9
- ◆ 松山地区小型船安全協会の活動について
松山地区小型船安全協会 会長 西田 昭二 10~11
- ◆ 地区だより (平成25年度各地区の活動、行事等の状況) 12
- ◆ 備讃瀬戸の安全で楽しい海洋レジャーを願って
香川県地区小型船安全協会事務局 13~14
- ◆ 安全情報アラカルト
・免許更新・失効講習日程案内 15
- ◆ 事務局からのお知らせ 16

発行所

(公社)瀬戸内海小型船安全協会 〒734-0011 広島市南区宇品海岸三丁目12-72
電話・FAX (082) 251-6664 e-mail info@seto-shoankyo.or.jp
ホームページ <http://www.seto-shoankyo.or.jp> 印刷 山部印刷株式会社

岡山県西部地区小型船安全協会の活動について

岡山県西部地区小型船安全協会 会長 千田博通

私が岡山県西部地区小型船安全協会会長を務めさせて戴いている事は、本来の目的に添ってはいないのではないかと、常に思いながら会員各位の協力のもとに水島海上保安部並びに第六管区海上保安本部の皆様を始め、公益社団法人瀬戸内海小型船安全協会のご指導とご鞭撻により何とか務めさせて戴いております。

皆様に心から御礼を申し上げますと共に、地道な協会の活動にいくらかでも寄与させて戴ければと責任も感じております。

海にと云えば、「海は広いな大きいなあ〜」という童謡唱歌の「海」は作詞：林 柳波 作曲：井上武士で1941年に発表されたのですが、「松原遠く 消えゆるところ」と1913年大正2年に歌われていた「海」は、尋常小学唱歌 第五学年用と同名異曲との事ですが、いずれにしても、その状景には昼夜の状景やほのぼのとした大きな夢や無限の可能性がうかがえます。

そう言った意味では、岡山県西部地区の会員の方々には、漁業での生活は殆ど皆無ですから、専ら安全講習が重要な活動根拠となりますし、パトロールや海の清掃活動には岡山県アダプト制度との組み合わせが必要です。

会員の発想から小学生への啓蒙活動も、今では当地区の重要な活動の柱です。

折しも、NHK番組で里山・里海資本主義という番組をしておりました。海や山を一つの産業基盤として育てるという内容でした。

私は、海の持つ効用として多面的な面を持っていると考えています。海は漁師の方々には畑や田圃であり、海路は物流に欠かせないものであります。また、公園であり遊園地でもあるのです。

いずれにしても、安全に有効に活用されての事ですから、更に協会の役目を認識して活動を続けたいと思います。

皆様のご指導とご鞭撻をお願い致します。



安全活動の状況



曳航訓練

特集 (プレジャー海難の防止策)

瀬戸内海における乗揚事故の状況

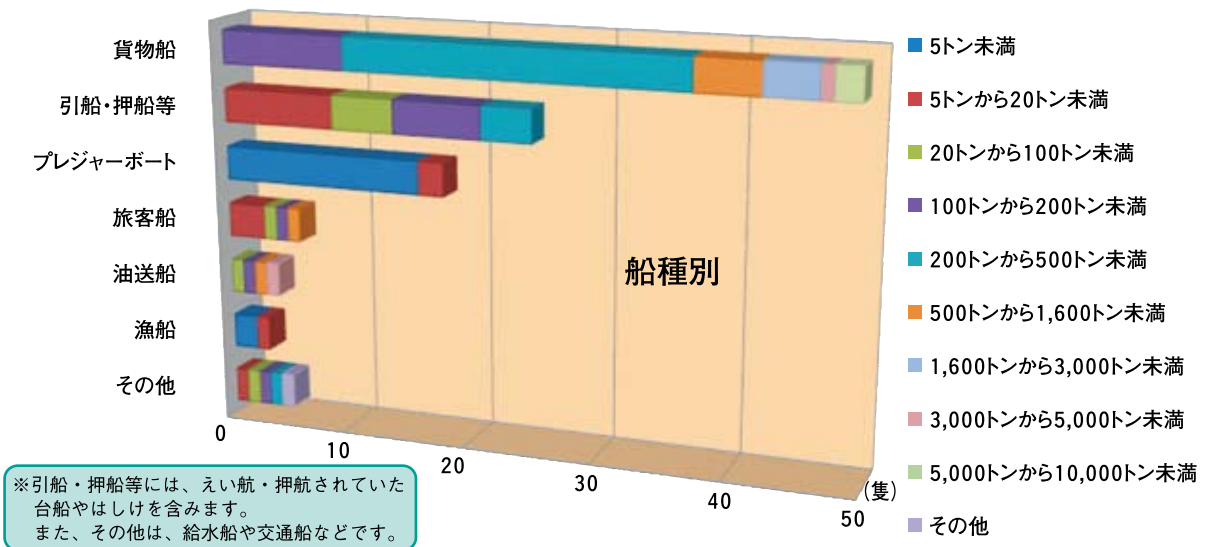
運輸安全委員会事務局広島事務所

運輸安全委員会が、平成22年1月から平成23年12月までに公表した船舶事故調査報告書のうち、当事務所の管轄区域の瀬戸内海において発生した船舶の乗揚事故は110件でした。

(1) 船種別発生及び総トン数別の各状況

乗揚事故（110件）に関与した船舶110隻を船種別にみると、貨物船が49隻、引船・押船等が25隻、プレジャーボートが18隻、旅客船が6隻、油送船が4隻、漁船が3隻、その他が5隻となっており、貨物船、引船・押船等及びプレジャーボートの合計で92隻（83.6%）となっています。

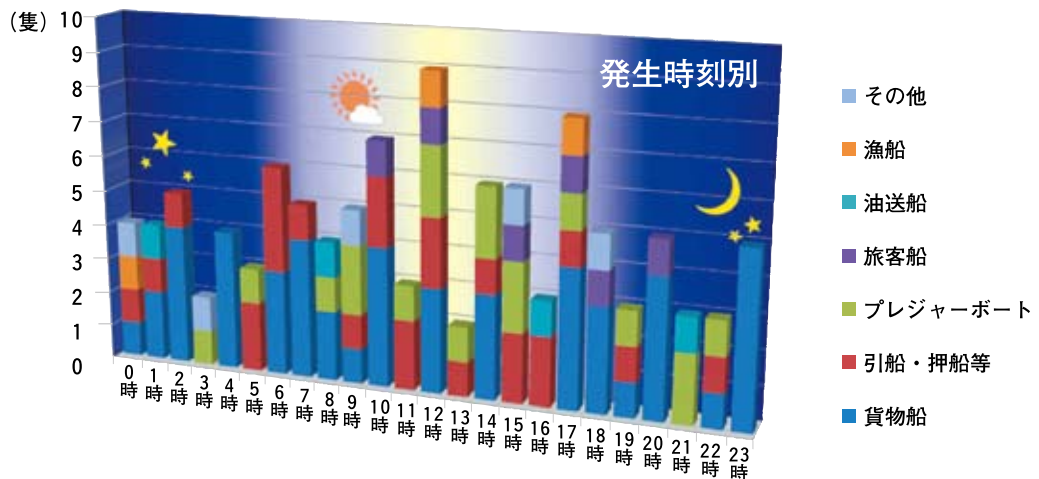
また、各船舶の総トン数別の状況としては、貨物船の49隻のうち、100トンから500トン未満の貨物船が37隻（75.5%）となっている一方で、引船・押船等では各総トン数別において一定の事故が発生しています。また、プレジャーボートでは、5トン未満が16隻（88.8%）となっています。



(2) 発生時刻別の状況

事故発生時刻を昼夜別（7時台から18時台までを昼間としています。）でみると、昼間が63件で全体の約6割を占めており、夜間より若干多く発生している状況となっています。

なお、昼間の12時台が最も多く、次に17時台も多く発生しています。

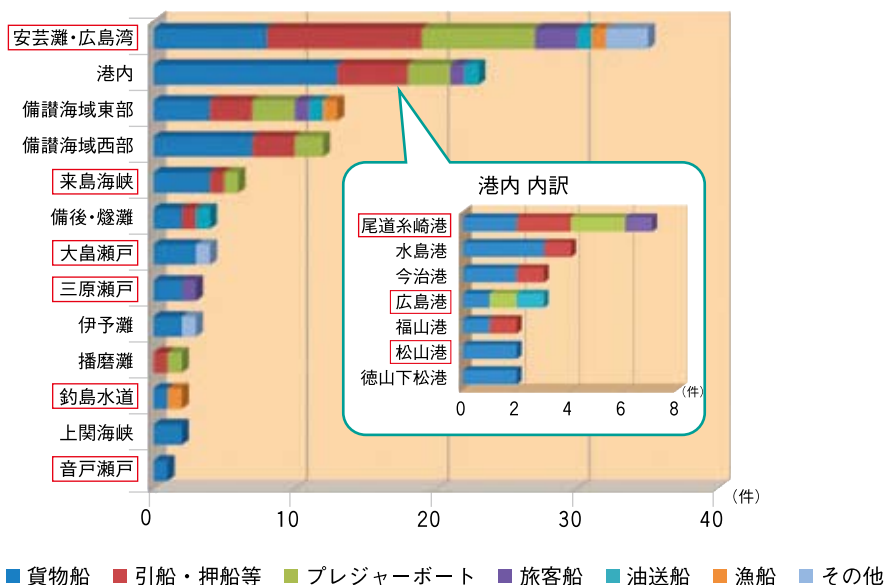


(3) 発生場所の状況

発生場所は、下図のとおりであり、港口や島に近い浅瀬などで事故が発生し、特に緑色で示した海域（下記発生場所別の赤枠海域）において、全体の半数を超える63件が発生しています。



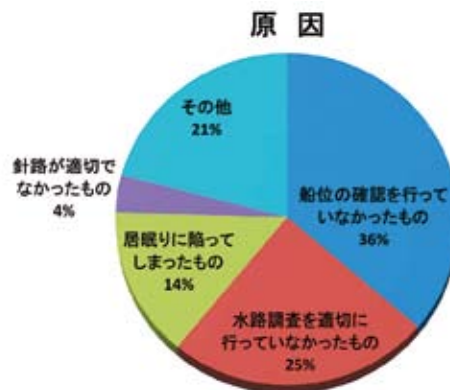
発生場所別



(4) 原因

調査の結果、事故に関与した船舶110隻のうち、船位の確認を行っていなかったものが40隻（36%）、水路調査を適切に行っていなかったものが27隻（25%）、居眠りに陥ってしまったものが16隻（14%）、針路が適切でなかったものが4隻（4%）となっており、これら4つの原因による乗揚事故が全体の約8割を占めています。

また、その他として、気象・海象に対する配慮をしなかったもの、例えば、出港前にニュースなどで気象状況を承知していたにもかかわらず、船体が強風に圧流されて乗り揚げに至ってしまったものなどがあります。



(5) 事故から得られた教訓

主な原因である船位の確認を行っていなかったもの、水路調査を適切に行っていなかったもの、居眠りに陥ってしまったもの、針路が適切でなかったものについて、その主な事故発生の要因及び事故から得られた教訓を列記してみました。

船位の確認を行っていなかったもの

事故に至った要因

- 視界が良好で周囲に他船もなく、目視による見張りだけで良いと判断した。
- 霧のために視界制限状態で航行中、暗岩の存在を知っていたが、目標となる灯浮標を視認することができなかった。

教訓

- ☆ 航行に慣れた海域であっても、目視のみに頼らず、レーダーやGPSプロッターを活用して船位を確認すること。
- ☆ 險礁海域を航行する際、同乗者がいれば見張りの協力を求めること。

水路調査を適切に行っていなかったもの

事故に至った要因

- 着岸岸壁付近の水深が浅いことを知っていたが、潮高を調査していなかった。
- 事故発生場所付近の浅所の存在を知らなかった。

教訓

- ☆ 予定航行海域の水路調査を行い、水深及び潮高や干出岩などの位置を確認すること。
- ☆ 初めての海域を航行する場合は、事前に水路調査を実施し、避険線の設定や離岸距離の検討等を行っておくこと。

居眠りに陥ってしまったもの

事故に至った要因

- 少し疲れを感じていたが、天気も視界も良く、広い海域で近くに他船もいなかったことから、椅子に腰を掛けて自動操舵で航行していた。
- 睡眠不足と疲労が蓄積した状態であり、漁船群を避けたのち、周囲に他船がいなかったことから、気が緩んだ。

教訓

- ☆ 船橋当直中に眠気を催した場合には、眠気を払拭する措置（例えば、外気に当たる、身体を動かすなど）を採ること。また、眠気が払拭できないときには、船長に報告すること。
- ☆ 船橋航海当直警報装置を設置している船舶は、航海中は常時同装置を作動させておくこと。

居眠り運航の防止に関しては、平成22年5月28日、運輸安全委員会は、複数の事故調査等の結果に鑑み、居眠りによる船舶事故の発生を防止するため、国土交通大臣に対して、運輸安全委員会設置法第28条に基づき、意見を述べています。

詳細は、当委員会のHPをご覧ください。

http://www.mlit.go.jp/jtsb/bunseki-kankoubutu/jtsbnewsletter/jtsbnewsletter_No11/No11_pdf/jtsbnl-11_02.pdf

針路が適切でなかったもの

事故に至った要因

- 初めての入港地であり、かつ、夜間であったことから、灯標の灯火に気を取られて航海計器を見る余裕がなかった。
- いつもの針路で航行していると思い込んでいた。

教訓

- ☆ 針路等について航海計器によって確認を行うこと。
- ☆ 慣れた海域であっても、陸岸を十分に離す針路とし、厳重な見張りを行うこと。

船長必携の安全講座 シリーズ9

海上に関する防災気象情報

国土交通省 広島地方気象台

1. はじめに

気象庁は、一般向けの天気予報のほかに、飛行機や船舶の安全航行のために、気象情報を発表しています。その気象情報の中から、海上交通の安全運航上不可欠な「海上に関する防災気象情報」について解説いたします。会員の皆様には、気象庁が発表する防災気象情報について、正しく理解していただき、いざという時には身の安全や船舶の安全を図ってください。

2. 海上に関する注意報、警報、特別警報の種類、発表基準

気象庁は、大雨や強風などの気象現象によって災害が起こるおそれのあるときに「注意報」を、重大な災害が起こるおそれのあるときに「警報」を発表して、注意や警戒を呼びかけます。また、平成25年8月30日から「特別警報」の運用を開始しました。警報の発表基準をはるかに超える暴風等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、新たに「特別警報」を発表し、最大限の警戒を呼び掛けます。

なお、広島県の注意報、警報、特別警報の発表区域は、右図の黒の実線とおりです。



注意報・警報・特別警報の発表区域（広島県）

種 類	発表基準（広島県）
強風注意報	強風により、災害が起こるおそれがある場合。具体的には次の条件に該当するとき。 平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上になると予想されるとき。
高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。具体的な発表基準は広島県の市町ごとに決められています。
波浪注意報	風浪・うねり等により、災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当するとき。 有義波高1.5m以上になると予想される場合。
濃霧注意報	濃霧により、交通機関等に著しい支障が生じるおそれがある場合。具体的には次の条件に該当するとき。 視程が陸上で100m以下又は海上で500m以下になると予想されるとき。
暴風警報	暴風により、重大な災害が起こるおそれがある場合。具体的には次の条件に該当するとき。 平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上になると予想されるとき。
高潮警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。 具体的な発表基準は広島県の市町ごとに決められています。

波浪警報	風浪・うねり等により、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当するとき。 有義波高2.5m以上になると予想される場合。	
暴風特別警報	数十年に一度の強度の	暴風が吹くと予想される場合
高潮特別警報	台風や同程度の温帯低	高潮になると予想される場合
波浪特別警報	気圧により	高波になると予想される場合

※発表は市町単位

3. 用語の説明

■波浪

風が吹くと水面には波が立ち、まわりへ広がります。波は風が吹いたことによってその場所に発生する「風浪（ふうろう）」と、他の場所で発生した風浪が伝播したり、あるいは風が静まった後に残された「うねり」の2つに分類されます。そして、風浪とうねりを合わせて「波浪（はろう）」と呼びます。



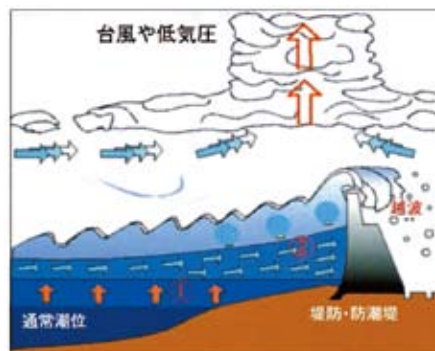
波 浪

■有義波高

ある地点で一定時間（例えば20分間）に観測される波のうち、高いほうから順に1/3の個数までの波について平均した波高をいいます。

■高潮

気圧低下による海水の吸い上げと、強風による海水の吹き寄せによって海面が異常に高くなる現象が「高潮」です。



①気圧低下による吸い上げ ②風による吹き寄せ

4. 津波警報・注意報

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分で大津波警報、津波警報または津波注意報を発表します。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表します。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表します。

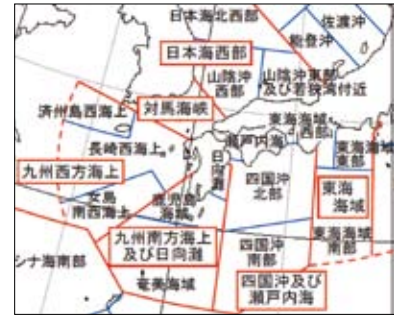
津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表	定性的表現での発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5m<高さ≤10m	10m		
		3m<高さ≤5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	

津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	$0.2\text{m} \leq \text{高さ} \leq 1\text{m}$	1m	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。
-------	--	---	----	--------	--

※津波予報区は広島県

5. 地方海上警報、地方海上予報

日本の沿岸から300海里（およそ560キロメートル）以内を12に分けた海域ごとに、天気や風向・風速、波の高さなどの予報、低気圧などに関する情報とともに、強風、濃霧、着氷などの警報を発表しています。これらの予報や警報は、地方海上予報や地方海上警報として、ナブテックス無線放送（英文・和文放送）によって日本近海を航行する船舶に提供しています。図は、西日本の地方海上予報区で、四国沖及び瀬戸内海の海上警報は高松地方気象台が発表官署となっています。



西日本の地方海上予報区

種 類	発表基準
海上風警報	海上で風速が28kt以上34kt未満(13.9m/s以上17.2m/s未満。風力階級は7)の状態に既になっているか、または24時間以内にその状態になると予想される場合に発表する警報。
海上強風警報	海上で風速が34kt以上48kt未満(17.2m/s以上24.5m/s未満。風力階級は8~9)の状態に既になっているか、または24時間以内にその状態になると予想される場合に発表する警報。
海上暴風警報	台風の場合は、海上で風速が48kt以上64kt未満(24.5m/s以上32.7m/s未満。風力階級は10~11)の状態に既になっているか、または24時間以内にその状態になると予想される場合に発表する警報。 温帯低気圧の場合は、海上で風速が48kt以上(24.5m/s以上。風力階級が10以上)の状態に既になっているか、または24時間以内にその状態になると予想される場合に発表する警報。
海上台風警報	台風により、海上で風速が64kt以上(32.7m/s以上。風力階級が12以上)の状態に既になっているか、または24時間以内にその状態になると予想される場合に発表する警報。
海上濃霧警報	海上の視程がおおむね500m(瀬戸内海では1km)以下の状態に既になっているか、または24時間以内にその状態になると予想される場合に発表する警報。
海上着氷警報	海上で低温と風により波しぶき、雨や霧が船体に付着し、凍結する状態に既になっているかまたは、24時間以内にその状態になると予想される場合に発表する警報。
海上警報なし又は海上警報解除	警報をする現象が予想されない場合又は継続中の警報を解除する場合

6. 最後に

気象庁が発表する防災気象情報等の情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手して、これら海上に関する防災気象情報が発表された場合に適切な対応がとれるよう心がけてください。

<問い合わせ先> 広島地方気象台 防災業務課 電話082-223-3953

霧海難ゼロ

Avoid Marine Accidents in Fog

をめざして



航法等の遵守

≡ Keep Safe Rules in bad visibility

- 厳重な見張りの励行 <Keep watch Strictly>
- レーダーの適切な使用 <Use radar suitably>
- 霧中信号の励行 <Use Fog Signals>
- 安全な速力による航行 <With safe speed>
- 自船の船位確認 <Check your position>
- 適切な避航動作 <Avoid collision earlier>
- 安全な場所への早期避泊 <Early Anchor in Safe Area>



安全運航マニュアルの策定・励行

≡ Observe Safe Operation Manual



気象・海象の早期把握

≡ Check weather conditions in prior

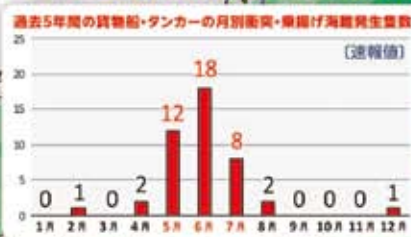


小型船乗船者のライフジャケットの常時着用

※ 瀬戸内海・宇和海では、春先から梅雨時期の3月から7月にかけて、濃霧により視界が制限され、特に5月から7月にかけて衝突・乗揚げ海難が多発する傾向にあります。

来島海峡の霧の状況

過去5年間(平成21~25年)の視界制限時における貨物船・タンカーの衝突・乗揚げ海難発生状況



松山地区小型船安全協会の活動について

松山地区小型船安全協会 会長 西田 昭二

松山地区小型船安全協会は、愛媛県の中央部の松山市とそれ以西の瀬戸内海側の地区と北は広島県、山口県の境界で構成されていて、この海域は、日本海、太平洋、宇和海と比べて比較的穏やかな海面の瀬戸内海を拠点として会員の皆様始め海で釣りをしたりして楽しんでおられる人達の安全と環境保全、事故防止をモットーにして会員相互の連絡を取り合って海難防止活動を行なっています。

会員数は、平成18年（通常会員104名、特別会員21機関、賛助会員11社）平成24年（通常会員84名、特別会員16機関、賛助会員11社）と減少して歯止めをかけるべき小型船安全協会の存在をアピールする為に松山海上保安部交通課の担当官の提案で次の行事を計画実行した。

2年前の2012年6月18日に松山地区小型船安全協会で初めての幼稚園児対象に稚魚放流を行なった。松山市堀江海岸で地元の学校法人和気学園みのり幼稚園年長園児の子供達44名と先生3名、宇和島から愛媛県農林水産研究所の方、松山海上保安部交通課の皆様、松山地区小型船安全協会から会員の方7名と事務局2名が集まり「海で遊魚を楽しむ小型船安全協会の会員自らが水産資源の保護に着目するとともに、稚魚放流行事を通じて、幼稚園児に海での事故防止、環境保全を呼びかけるため海の安全とマナーの向上を目指して」初めての試みとして開催した。宇和島水産試験所から当日早朝堀江海岸まで持って来ていただきマダイ約1,000匹を放流した。

この事業は新聞はじめテレビのニュースで取り上げられ小型船安全協会のピーアールに少しでもなったことと思います。

今回初めてだったので宇和島まで稚魚買い付けに始まり幼稚園の交渉、報道機関への働きを松山海上保安部交通課の人達と一緒にやった。担当官をはじめ松山海上保安部の皆様方には感謝の意を称したい。



《稚魚放流》

昨年も同様の趣旨で5月29日に愛媛県伊予市五色姫海浜公園にて松山市のこどものくに保育園園児24名、松山地区小型船安全協会員4名、松山海上保安部次長はじめ交通課の皆様5名の方々と、今回はヒラメ約1,000匹の放流と松山海上保安部交通課の係官が子供達に「うみがめマリンの大冒険」の紙芝居を行なった。子供達は真剣に紙芝居を楽しんでいたことは印象的であった。



《紙芝居》

また、今回のヒラメは伊予市の県水産試験所で買い付けるので会員の東さんが稚魚運搬を引き受けていただき受け取りに行ったことはチームワークの良さを感じました。皆様方はじめ多くの関係各位の暖かいご理解と協力がなければ出来ないと感じおり、皆様方に感謝の意を称したいと思います。

松山地区小型船安全協会が25年度行なった年間行事として、4月にはゴールデンウィークマリンレジャー安全推進合同パトロール活動、5月には瀬戸内海横断ヨットレース警戒、6月には海上安全指導員連絡調整会議、海上安全指導員養成講習会、7月には「海の日」関連行事に伴う海上パレード、パトロールを行い、10月会員の皆様の安全講習会、1月にはジュニアヨット関係の指導者、選手はじめ海に関するスポーツ関係者出席のもと安全講習会を海上保安部の方々、日本赤十字の方を講師に実施。小型船安全講習会では講師に小型船安全協会の指導員の方、小型船舶検査機構の方、船関係のメーカーの方、海上保安部の皆様方の協力を得て海上法規等いかにして海の安全を守り事故のない活動をして海難防止に取り組んで行きたいと思えます。

また、今後、松山地区小型船安全協会のアピールに色々な行事を計画して行く予定です。



《安全講習会》

地区だより

平成25年度各地区の活動、 行事等の状況

★ 山口県内海地区

10月27日(日)、周南市大津島周辺海域で「海洋教室」を実施した。(参加者59名)



★ 広島地区

11月10日(日)、海土路供用福祉会館で「安全講習会」を開催した。(参加者20名)



★ 呉ー竹原地区

9月29日(日)、呉市阿賀マリーナで「OPヨット操縦体験」を実施した。(参加者18名)



★ 岡山県東部地区

9月27日(金)、宇野港周辺海域で「海面アダプト事業」を実施した。(参加者4名)



★ 愛媛県東部地区

9月17日(火)、今治港湾合同庁舎で「役員指導員講習会」を開催した。(参加者9名)



★ 宇和島地区

10月23日(水)、愛南町商工会館で「安全講習会」を開催した。(参加者12名)



備讃瀬戸の安全で楽しい海洋レジャーを願って

香川県地区小型船安全協会事務局

香川県地区小型船安全協会は、香川県海域（東かがわ市～観音寺市に至る海域）で活動する方々が会員です。

遊漁船業を営む方もいれば、海洋レジャーを楽しむ方など海との関わり方は人それぞれであり、県下にある25の分科会に所属するか個人加入のうえ活動していただいています。

平成25年度は、県下で各分会を中心に8回の交通安全教育・安全講習会を計画し、1月末現在で6回を実施し、3月までに計画通り8回の講習会を実施予定です。

交通安全教育・安全講習会のコンセプトとしては、

- ① 最近の事故の状況の推移を統計的な面から知ってもらうこと
- ② 指導要領が「救急蘇生法の指針2010」に変わったことから、最新の救急蘇生法に基づく手技を体得するために、救急蘇生練習機（通称 ミニアン）やAED練習器を使った講習を行うこと
- ③ 膨張式救命胴衣のトラブルが話題となったことから、これらの事故の未然防止のため、膨張式救命胴衣の注意点の習得とスプールなどの点検手法を身につけてもらうこと

の3点をポイントに、分会等ごとのご要望などを海上保安部航行安全課で検討していただき、会員皆さんの知識・技術の向上が図れるよう海上保安官の協力をいただいで実施しています。



《安全講習会》



《救急蘇生法の実習》

当協会では、1月末現在51名の海上安全指導員が指名されており、日々の海上パトロールや安全指導に加え、春と秋の行楽シーズンには、高松・小豆島地区で官民一体の合同パトロールによって、うっかり海難の未然防止やシーマンシップによるマナーの向上を現場で指導を実施しており、これらの活動は保安部を通じて広報していただき、新聞

やテレビなどのマスコミを通して地元でPRをしています。

香川県海域は東西に長く島嶼部が多いため、特別事業は実施地域を3ブロック（西讃、高松・東讃、小豆島）に分けて、稚魚の放流及び親子海洋教室を毎年重ならないように輪番制にしており、各ブロックの分会及び海上安全指導員、ヨット連盟の方々や海上保安部の協力を得ながら企画しています。

参加対象は園児や小学生等の親子をメインに幼い頃から「備讃瀬戸の安全で楽しい海洋レジャー」を地域で根付くように、また「海に親しむ生活」を意識的に実施しており、稚魚放流は18回、親子海洋教室は28回を数え、季節が来ると地元でも期待される活動となりました。



《合同パトロール》



《新聞記事》



《稚魚放流》



《親子海洋教室》

どこの小安協も同じ悩みを抱えておられると思いますが、最盛期には約1,200人の加入者があったものの、リーマンショックと長引くデフレの影響によって、現在は最盛期の約半分の会員数となり高齢化も目立つようになりました。しかし、逆に考えてみると、この不況下でも高い安全意識と海洋レジャーのマナー向上等を目指し、地道な安全パトロールや現場指導などの活動とその支援をしてくださる方々が500人以上もおられるということです。

昨年来のアベノミクスの経済効果が、本年は庶民の懐に波及することを期待し、新たな世代を支えてくれる若手会員や海上安全指導員の獲得に勤めていくとともに、備讃瀬戸の安全で楽しい海洋レジャーを願って、新たな事業も展開して参りたいと思いますので、引き続き皆様の暖かいご支援とご協力をお願いします。

安全情報アラカルト

◎ 免許更新・失効講習日程案内

キャプテンのみなさん！ 海技免状の有効期限、更新手続は大丈夫ですか？

更新・失効講習 ・ ・ 1～3月分 講習日

1 一般社団法人広島海技学院

(申し込み・問い合わせ先：広島市南区元宇品町41 ☎082-255-8705)

[定期講習日] …夜間講習、出張講習もあります

講習場所	講習科目	講習日	講習時間
広島本部 宇品教室	更新<小型>	毎週水曜・日曜日、毎月第2土曜日	10:00～・13:00～
		毎月 第1・3月曜日	10:00～
		毎月 第4金曜日	18:30～
	失効(小型)	毎月 第1・3月曜日	10:00～
毎月 第2土曜日、第4日曜日		10:00～・13:00～	
岡山事務所 倉敷教室	更新・失効 <小型>	毎月 第2日曜日	13:00～
		毎月 第4土曜日	18:30～
		毎月 第1・3・5金曜日	18:30～

2 一般財団法人尾道海技学院

(申し込み・問い合わせ先：尾道市栗原東二丁目18-43 ☎0848-37-8111)

[定期講習日] …夜間講習、広島・福山地区等講習もあります

講習場所	講習科目	講習日(講習時間)	備考
尾道本校	更新講習	2月1日(14:00～、18:00～)、15日(14:00～)	第1・第3土曜日
		3月1日(14:00～、18:00～)、15日(14:00～)	
	失効講習	2月1日(14:00～)、17日(09:00～)★	★印:会場は本校
		3月1日(14:00～)、17日(09:00～)★	

講習場所	講習科目	講習日(講習時間)	備考
岡山・ 玉島・ 笠岡・ 児島・ 備前・ 牛窓・ 倉敷・ 水島・ 等	更新講習	2月 玉島4日(18:00～)、笠岡6日(14:00～)、 岡山8日、15日、17日、22日(13:00～) 備前18日(18:00～)、牛窓21日(18:00～) 倉敷24日(14:00～)、水島27日(19:00～)	時間変更 確認
		3月 岡山8日・15日・17日・22日(13:00～)、玉野10日(19:00～)、 倉敷24日(19:00～)、玉島20日(14:00～)、児島3日(18:00～)、 笠岡26日(19:00～)、津山12日(14:00～)、 日生7日(14:00～)、岡山港30日(10:00～)	
	失効講習	2月 岡山15日・17日(13:00～)	時間変更 確認
		3月 岡山15日・17日(13:00～)	

3 一般財団法人日本海洋レジャー安全・振興協会

(申し込み・問い合わせ先)

岡山県 : 近畿事務所 ☎06-6882-5846

広島県・山口県 : 九州事務所 ☎093-332-1537

四国4県 : 四国事務所 ☎087-837-6399

その他全国各地で行われている講習については、
協会ホームページ <http://www.jmra.or.jp> をご覧ください。

事務局からのお知らせ

平成25年度 第2回理事会及び連絡会議の開催 ～平成26年度助成金申請等～

平成25年9月25日（水）、広島市南区宇品公民館において、「平成25年度 第2回理事会」「連絡会議」が開催されました。会議では「平成26年度助成金申請に関する件」、「被表彰者の選考に関する件」が上程され承認、議決されました。

また、理事会の前に「連絡会議」が開催され、協会の活性化、新たな事業の展開及び連絡事項について、各地区役員が意見交換と今後の方策等について検討を行いました。

新会員募集！

〔海や海洋レジャーを愛好する皆さん〕
入会して一緒に楽しみましょう！

私達、小型船安全協会では、「安全で楽しい海洋レジャーを願って！」をモットーに、海上保安部署の協力で、次のとおり多彩な安全活動を行っています。



安全講習会
各地区開催の安全講習会



安全パトロール
水上オートバイによる
安全パトロール



海洋教室
大型ヨット体験乗船



広報活動
広報誌配布

入会手続！

郵便、電話、e-mail等（公社）瀬戸内海小型船安全協会、または下記各地区小安協へご連絡下さい。各地区小型船安全協会の概要は、（公社）瀬戸内海小型船安全協会ホームページの「各地区のご紹介」（<http://www.seto-shoankyo.or.jp/01annai/chiku.htm>）に掲載しています。

- （公社）瀬戸内海小型船安全協会
〒734-0011 広島市南区宇品海岸3-12-72 ☎（082）251-6664
- 山口県内海地区小型船安全協会
〒746-0022 周南市野村2-8-3 立野雄二方 ☎（0834）63-0638
- 広島地区小型船安全協会
〒734-0011 広島市南区宇品海岸3-12-72 ☎（082）251-6664
- 呉一竹原地区小型船安全協会
〒737-0012 呉市警固屋9丁目6-3 呉マリン有限会社内 ☎（0823）28-1344
- 広島県東部地区小型船安全協会
〒723-8686 三原市円一町2-5-1 興生総合病院気付 ☎（0848）63-5500
- 岡山県西部地区小型船安全協会
〒712-8043 倉敷市広江2-6-32 千田博通事務所内 ☎（086）455-1919
- 岡山県東部地区小型船安全協会
〒702-8011 岡山市南区郡2 マリーナ岡山内 ☎（086）267-3015
- 香川県地区小型船安全協会
〒760-0064 高松市朝日新町1-30 高松海上保安部気付 ☎（087）813-3561
- 愛媛県東部地区小型船安全協会
〒794-0013 今治市片原1-2 今治海上保安部気付 ☎（0898）23-5515
- 松山地区小型船安全協会
〒791-8058 松山市海岸通り2426 松山海上保安部気付 ☎（089）951-0553
- 宇和島地区小型船安全協会
〒798-0003 宇和島市住吉町3-1-3 宇和島海上保安部気付 ☎（0895）22-1933

この情報誌は、競艇の交付金による日本財団の助成金を受けて作成しました。